

1 職員の任免及び職員数の状況

市では、本格的な少子・高齢社会の到来、地方分権の進展など社会情勢が大きく変化している中、適正な職員配置と効率的な執行体制を確立するため、「定員適正化計画」を策定し、職員数の削減に取り組んでいます。

平成17年度に策定した第1次定員適正化計画（5年間：削減目標65人、最終実績80人）、平成22年度からスタートした第2次定員適正化計画（5年間：削減目標50人、最終実績69人）においては、いずれも計画に掲げた目標を上回る職員数の削減を達成しました。

平成26年度に策定した第3次定員適正化計画では、平成33年度までの7年間で職員数40人（5.6%）の減を目指しており、2年目となる平成28年度までの実績は16人の減となっています。今後も市民サービスの維持・向上を図りつつ、計画達成に向けた職員数の削減に努めていきます。

(1) 第3次定員適正化計画の進ちょく状況

各年度の4月1日現在

区 分	削減目標	職 員 数（実績）		増 減	備 考
	【平成27～33年度】	平成26年度（基準年）	平成28年度（2年目）		
一 般 行 政 部 門	▲29人	444人	440人	▲4人	
特 別 行 政 部 門	▲11人	198人	188人	▲10人	
公 営 企 業 等 部 門	0人	66人	64人	▲2人	旭中央病院除く
合 計	▲40人	708人	692人	▲16人	

注①職員数は、一部事務組合等への派遣職員を含みます。

(2) 部門別職員数の状況

各年度の4月1日現在

区 分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年度	平成28年度		
一 般 行 政 部 門	議 会	7人	7人	0人	
	総 務	123人	122人	▲1人	事務の見直し
	税 務	29人	29人	0人	
	民 生	154人	149人	▲5人	欠員不補充（調理員等）
	衛 生	49人	49人	0人	
	労 働	1人	1人	0人	
	農林水産	31人	31人	0人	
	商 工	12人	12人	0人	
	土 木	41人	40人	▲1人	県への派遣終了
小 計		447人	440人	▲7人	
特 別 部 門 行 政	教 育	63人	63人	0人	
	消 防	126人	125人	▲1人	欠員不補充（行政職）
	小 計	189人	188人	▲1人	
公 営 企 業 等 部 門	水 道	12人	12人	0人	
	下 水 道	10人	9人	▲1人	事務の見直し
	そ の 他	44人	43人	▲1人	事務の見直し
	小 計	66人	64人	▲2人	
合 計		702人	692人	▲10人	

注①公営企業等部門の「下水道」には農業集落排水を含みます。「その他」は国民健康保険、滝郷診療所、介護保険、後期高齢者医療です。

(3) 職員の採用および退職者

区 分	平成28年度 採用者数	平成27年度中 退職者数
市 長 部 局 等	24人	34人
消 防	0人	0人
合 計	24人	34人

注①市長部局等は議会、教育委員会、監査委員、農業委員会を含みます。

②採用者数は平成28年4月1日付けの採用人数です。

(4) 一般行政職の級別職員数

平成28年4月1日現在

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	副主査 主任主事	主査	副主幹	副課長	課長	
職 員 数	34人	35人	114人	61人	60人	36人	25人	365人
構 成 比	9.3%	9.6%	31.3%	16.7%	16.4%	9.9%	6.8%	—

注①一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等に該当しない職員をいいます。

②標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 職員の給与の状況

(1) 普通会計決算額

区 分	平成27年度
歳出総額	286億2,398万円
うち人件費	48億5,977万円
人件費率	17.0%

注①人件費には、特別職（市長、副市長、市議会議員など）、非常勤職員に支給される給料・報酬などを含みます。

②国民健康保険事業会計（施設勘定）、介護保険事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計、公営企業会計（水道・病院）は除きます。

(2) 職員給与費の状況

区 分	平成27年度
給 料	24億2,771万円
職員手当	3億4,381万円
期末・勤勉手当	9億27万円
合 計	36億7,179万円

注①職員手当とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当などの各種手当をいいます。

②期末・勤勉手当とは、民間会社のいわゆるボーナスです。

(3) 特別職の報酬等

平成28年度

区分	報酬等	期末手当
市 長	774,000円	
副市長	640,000円	6月期 2.025月分
議 長	395,000円	12月期 2.275月分
副議長	365,000円	計 4.3月分
議 員	340,000円	

注①期末手当には一般職と同様の加算措置があります。

(4) 職員給与の内容

平成28年度

区 分	内 容
毎月決まって支給	給料 職務の種類と内容に応じて給料表に定める額
	扶養手当 配偶者13,000円 子7,000円 父母等6,500円 ※16歳から22歳までの子1人5,000円加算
	地域手当 医師である職員に対して、給料、扶養手当、管理職手当の10%を支給
	住居手当 借家について、家賃（12,000円を超える場合に限り）の額に応じて27,000円を限度に支給
	通勤手当 電車、バスを利用する場合 定期代等全額支給 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～38,400円を支給
	管理職手当 管理職の職務に応じて定額支給
実績に応じて支給	時間外勤務手当 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられ勤務した職員（管理職除く）に対し支給 著しく危険、不快、不健康、困難、特殊な勤務に従事した場合支給
	特殊勤務手当 行旅死人取扱手当、行旅病人取扱手当、診療業務手当、火災出場手当、救急出場手当、救助隊危険業務手当、災害出場手当
	夜間勤務手当 正規の勤務時間が夜間（午後10時～午前5時）に当たる職員に対し支給
	宿日直手当 宿日直業務に従事した職員に対し支給 日直手当 4,200円
臨時に支給	期末・勤勉手当 期末手当 勤勉手当 計 6月期 1.225月分 0.8月分 2.025月分 12月期 1.375月分 0.9月分 2.275月分 計 2.6月分 1.7月分 4.3月分 職務の級等による加算措置 有
	退職手当 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 勸奨・定年 25.55625月分 34.5825月分 49.59月分 その他の加算措置 有

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額

平成28年4月1日現在

職 種	旭市			千葉県		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一 般 行 政 職	42.6歳	318,328円	363,971円	41.9歳	320,939円	413,111円
技 能 労 務 職	50.2歳	276,684円	296,721円	52.9歳	322,693円	384,075円
消 防 職	36.5歳	276,735円	330,085円	-	-	-
福 祉 職	39.8歳	277,188円	300,056円	-	-	-

注①給与月額とは、月々支給される給料と諸手当（期末・勤勉手当等を除く全ての手当）の合計をいいます。

(6) 職員の初任給

平成28年4月1日現在

職 種	旭市	千葉県	国
一 般 行 政 職	大学卒	183,300円	183,300円
	高校卒	149,000円	149,000円
消 防 職	高校卒	149,000円	—
福 祉 職	短大卒	163,200円	—

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 平成28年4月1日現在

開始時刻	終了時刻	休憩時間
8:30	17:15	12:00～13:00

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限、懲戒処分の状況

平成27年度

区 分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
市長部局等	—	3人	—	—	—	—	—	—
消 防	—	1人	—	—	—	—	—	—
合 計	—	4人	—	—	—	—	—	—

注①「分限処分」とは、職員が職務を十分に果たし得ないことについて行う処分です。

②「懲戒処分」とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問う処分です。

5 職員のサービスの状況

(1) 年次休暇の状況 平成27年

区 分	平均取得日数
市長部局等	7.2日
消 防	8.4日

(2) 育児休業等の状況

平成27年度

区 分	育児休業取得者			部分休業取得者		
	男	女	計	男	女	計
市長部局等	—	9人	9人	—	3人	3人
消 防	—	1人	1人	—	—	—
合 計	—	10人	10人	—	3人	3人

注①地方公務員の育児休業等に関する法律により、3歳に満たない子を養育する職員は育児休業を取得することができます。

また、小学校就学前の子を養育する職員は部分休業（1日2時間まで）を取得することができます。（いずれも無給）

6 職員の研修及び人事評価

(1) 職員研修の状況（平成27年度）

職員の能力向上のため、千葉県自治研修センター、東総地区広域市町村圏事務組合などで、専門研修、基本研修等を実施しました。

(2) 人事評価の概要（平成27年度）

地方公務員法の一部改正（平成28年4月1日施行）により導入された人事評価（職員の執務について定期的に人事評価を行い、人事評価を任用や給与など人事管理の基礎として活用する）に相当するものとして、人事考課制度を実施しています。

平成27年度は、地方公務員法の一部改正に向け、新たに目標管理型の業績考課を加えるなど、制度を大幅に見直し試行しました。

新たな人事考課制度は、能力・実績に基づく人事管理を図ること及び公務能率を向上することを目的とした制度で、職務を遂行する中で職員が発揮した能力等を評価する「態度・能力考課」と、あらかじめ設定した業務目標の達成度について評価する「業績考課」から構成されています。

また、考課者と被考課者との面談を通じ目標設定やフィードバックを行うことで、評価だけではなく業務改善や人材育成に資する制度としています。

7 職員の福利厚生

(1) 共済制度

職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、健康保険や年金業務を行う千葉県市町村職員共済組合に加入しています。

(2) 職員互助会

地方公務員法に基づき、職員の健康、福利厚生を図るため、職員互助会で各種事業を実施しています。

内容は、研修助成、文化教養助成、健康管理助成、七夕市民まつり助成、職員体育大会助成、職員組合共催事業助成等を行っています。

区 分	会員掛金	市助成金
平成27年度決算額	12,899,413円	2,169,065円

(3) 健康管理（平成27年度）

職員の健康状態を把握し、健康被害や疾病の早期発見を行うために、定期健康診断等を実施しました。

(4) 公務災害認定件数 平成27年度

区 分	認定件数
市長部局等	2件
消 防	0件
合 計	2件

8 その他

(1) 次世代育成支援特定事業主行動計画の実施状況

職員の仕事と子育ての両立支援のため、次世代育成支援特定事業主行動計画を策定し、子育て支援に関する制度の周知や、出産・育児に係る休暇等の取得促進、時間外勤務時間の縮減等に取り組んでいます。

(2) 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成28年4月に特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍推進に取り組んでいます。

(3) 勤務条件に関する措置の要求状況

職員は地方公務員法により給与・勤務時間、その他の勤務条件について、公平委員会に対して当局より適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

なお、平成27年度は、職員から公平委員会に対する要求はありませんでした。

(4) 不利益処分についての不服申立ての状況

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、地方公務員法により、公平委員会に対して不服申立てをすることができます。

なお、平成27年度は、職員から公平委員会に対する申立てはありませんでした。